

# 裁判員制度を考える

2009（平成21）年5月より日本の司法制度を大きく変える「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員制度）が施行されます。

この制度は、重大事件に限って国民の中から無作為に選んだ一般の方を裁判員として、「有罪」か「無罪」の判断、有罪の場合は量刑の判断をもらう制度です。また、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼向上につながることを目的としています。

しかし、制度の内容そのものが国民に対して周知徹底されていないこともあり、裁判員制度について問題点を含めて国民的な議論がないままに制度が始まるうとしています。

福岡教区では、時局問題対策協議会が、この裁判員制度を年間テーマとして公開講座を行っています。

## 第2回 福岡教区時局問題対策協議会 公開講座

2008（平成20）年8月26日に、本願寺福岡会館礼拝堂にて、弁護士の高山俊吉さんを講師にお迎えし、「なぜ、今、裁判員制度なのか」制度の意義と制度への異議」をテーマとして公開講座が開かれました。

高山俊吉さんは、「憲法と人権の日弁連をめざす会」の代表でもあり、裁判員制度が持つさまざまな問題点をふまえて裁判員制度廃止を訴える運動をされています。

今回の講座では、まず初めに裁判員制度がもつ問題を寸劇で分かりやすく表現したビデオの上映がありました。

ビデオの内容は、裁判員制度によって冤罪をまねく危険性が高まるというものでした。裁判員に選ばれた場合、断ることがほぼ不可能な制度であり、裁判員として数日間拘束される中で、正常な判断ができないケースや、有罪・無罪の判断が3名の裁判官と6名の裁判員の計9名の多数決によってされるが、必ず裁判官1名を含む多数決によるため、結果的に裁判官の判断が優先されてしまうというものでした。

ビデオ上映の後、講師から、裁判員制度は、2001



（平成13）年に司法制度改革協議会が答申を出し、2004（平成16）年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」として成立し、5年後の2009（平成21）年に施行されることになった経過説明や、アメリカの司法制度にも取り入れられている陪審員制度との違いなどが説明されました。

陪審員制度との決定的な違いは、陪審員は、「有罪」か「無罪」の判断までしか下さないのに対して、裁判員は、量刑の判断にまで踏み込むという点でした。

また、アメリカの陪審員制度は、評決に関しては原則として全員一致を必要とするという点です。今回の裁判員制度は、多数決での決定であり、ここに冤罪を招く危険性が危惧されることでした。

憲法違反の疑いも識者から指摘されています。

日本国憲法第18条には「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」とあり、裁判員として出頭を強制されることは、「意に反する苦役」に該当するといえるのです。

2007（平成19）年2月に、内閣府政府広報室が行った「裁判員制度に関する特別世論調査」のアンケート結果によれば、「義務



であっても参加したくない」という回答が3割もあり、「参加したくないが義務であるなら参加せざるをえない」という回答もあわせると8割の方が「参加したくない」との回答をしています。その理由としては、「自分達の判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」がほとんどです。明らかに国民が望んでいない行動を国家が国民に強制するので、これは憲法が禁じる苦役といえるでしょう。

最後に質疑応答が行われましたが、制度上の問題についての質疑が多く、宗教的見地からの質問はほとんどありませんでした。

今回の講座は、制度的な問題を把握するための一つのいい機会になったと感じました。

ただ宗教者として、この裁判員制度にどう向き合うのが問われてくるのですが、今現在宗教からの裁判員制度に対しての見解はほとんど見られないのが現状です。

本派では、基幹運動計画の中で裁判員制度に対して「教団として、ひとつの方向で結論づけていくことは困難であり、危うさもあります。」として、まず制度自体を正しく理解し、裁判員制度の課題を検討して議論を深めていく方向性をとっています。

ご門主は2007（平成19）年の『大乘』10月号の中で、「怒みに報いるに怒みをもつてしたならば・・・」で、「悲惨な事件の報道が続き、法律も判決も重罰化へと向かっています」と憂慮され「周囲の愛情を十分に受けないで育った青少年が、罰を重くすることによって立派な大人に成長するとは思えません。成人受刑者の場合も、報復心によって、更正をうながすのは困難だと思います」と指摘され、「悪を退治すれば善が残ると考えるのは、自分を正義の側、善人の側に置いて、事件を人ごととして見ているからではないでしょうか」と述べられています。

また、「苦しむ人を温かく支えることでしょう。本人が、ただ、我慢し押しさえ込むのではなく、苦しみやつらさを表現できる場を持つこと、苦しむ人を周囲が受けいれ、支え、苦しみや怒りから抜け出る道を探しだすこと」と提言されています。

つまり、人を裁く立場になったときに念仏者

として、自分を正義（善）としてはいけないということが重要なのではないのでしょうか。

宗祖のおころにも「歎異抄」の後序で「善悪のふたつ、総じてもつて存知せざるなり。そのゆゑは、如来の御ころに善しとおほ

しめすほどにしりとほしたらばこそ、善きをしりたるにてもあらめ、如来の悪しとおほしめすほどにしりとほしたらばこそ、悪しさをしりたるにてもあらめど、煩惱具足の凡夫、火宅無常の世界は、よろづのこと、みなもつてそらことたはごと、まことあることなきに、ただ念仏のみぞまことにておはします」と述べられています。善悪に関しては、その判断基準を人間の側に置くことをいまいめられています。

現在のところ宗教的信条によって裁判員を拒否することは難しいとのこと。とすれば、この制度に宗教者として向き合い、何らかの意思表示をする必要があります。そのためにも、まずは宗教者としてこの制度の問題点をしっかりと把握し、浄土真宗の教義に基づいて、人を裁く判断基準である善悪について深く考える必要があるのではないのでしょうか。

